

自民党 衆議院議員
衆議院内閣委員長

活動報告書

木原誠

せいじ便り 89号



誠心誠意、政策で。

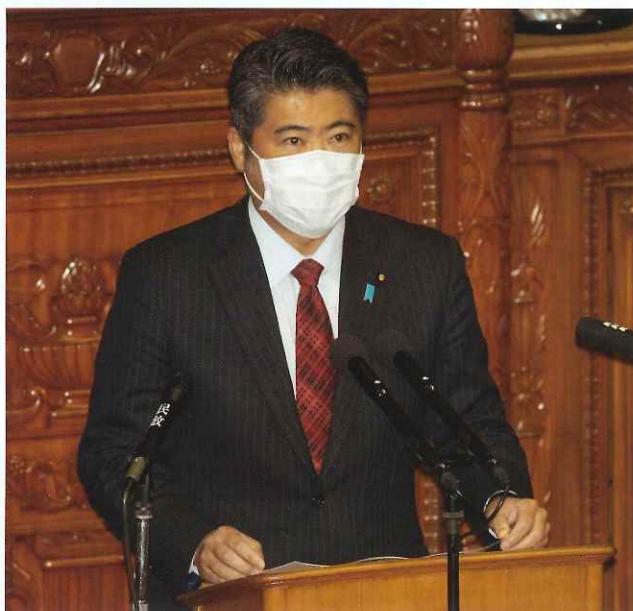
内閣委員長として 改正新型インフルエンザ特措法を成立

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、2月2日、緊急事態宣言が延長されるなか、国民の皆様、事業者の皆様、そして何よりも医療・福祉関係者の皆様に多大なるご協力をいただいております。心より感謝申しあげます。さて、新型インフルエンザ等特別措置法等の改正案について、衆議院内閣委員長として質疑、与野党の修正協議を踏まえた改正などをとりまとめ、2月1日に衆議院、3日に参議院で可決、成立いたしましたので、ご報告します。

改正案の柱は 大きく5つあります。

第一に、緊急事態宣言前の予防的措置を創設すること。緊急事態宣言は、国民の行動を幅広く制約するものであり、それ故に機動的に発出するのが難しい面もあります。このため、緊急事態宣言に至る前の段階で、地域や期間、対象を限定して発出できる「まん延防止等重点措置」を創設し、より早い段階で機動的・集中的・効果的に感染拡大防止に取り組めるようにしました。

第二に、支援金・給付金の支出の根拠規定を設けること。昨年来、事業者の皆様に感染拡大防止へのご協力をお願いする一方、各種の給付金や支援金を行ってきました。しかし、これらには必ずしも法律の根拠がありませんでした。ご協力のご負担をお願いする以上は、支援金や



協力金の実施は当然であり、支援実施の義務を明確化しました。なお、政府は、支援にあたって、事業規模や経営への影響度合いなどを踏まえた内容となるよう努めることを、委員会での附帯決議で確認したところです。



第三に、自治体間、自治体と国の間の情報連携の促進。これまで感染の発生や濃厚接触者の把握などの情報が保健所、自治体、国との間でスマートに共有されないことが指摘されてきましたが、報告・通報を法的に義務化するとともに、デジタル技術の活用も規定しました。

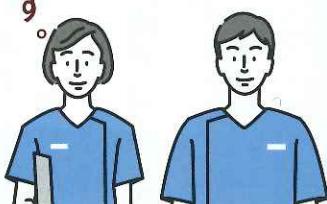
第四に、病床確保のための措置。我が国は、感染者数等を世界と比べれば抑制できています。加えて、我が国は、世界的にも人口当たりの病床が多い国です。ところが、病床の不足が起ころっています。もちろん、民間病院が多い、中規模・小規模な病院が多い、人口当たりの医療・看護従事者が少ないといった我が国の医療提供体制の特徴がありますが、こうした特徴を踏まえつつ、少しでも効果的に病床を確保できるよう、都道府県の総合調整機能の明確化、医療機関への要請・勧告権限などについて規定しています。

第五に、差別の防止。感染に伴い本人や家族をして医療従事者が様々な差別に直面する事態が報告されています。差別防止に関する国・地方自治体の責務を明確にしました。

我が国の素晴らしいは、国民の自発的な協力によつて感染拡大防止に取組んできたところにあります。この日本の素晴らしいを大切にしつつ、最低限の改正を行つたものです。今後、改正法に基づき、感染拡大防止措置がより実効的に講じられるよう、所管の内閣委員会の委員長として政府の対応をしっかりと注視していきます。

ワクチン 接取に 向けて

新型コロナウイルス
感染拡大防止の大きな
砦となるワクチン接種、
まずは医療従事者、
その後高齢者と
順次進んでいく予定です。



まさにワクチン接種は究極の「アナログ」の世界です。その意味で、自動車や「家電はじめ」もの作り」で培つた我が国の叡智が活かせる世界であります。

中でも鍵を握るのは、住民へのワクチン接種を調整いただく各自治体、そして実際接種していくお医者さん・看護師さんです。各自治体に対する十分な情報提供や小規模な自治体に対しては人的・財政的支援などをを行う必要があります。また、医療関係者の皆様には、これまでの新型コロナウイルスとの戦いでの最大限のご協力に加えてワクチン接種に人員を割いていただく以上、一定の資金的支援等も不可欠です。

こうした点も含め、安心・正確・効率的なワクチン接種に向けて、内閣委員長として現場の従事者の皆様の確保、ワクチン接種券の配布や接種記録の管理、など想像を絶する作業・手続きが必要となります。



新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中、政府では、国民生活の安定、雇用の維持、事業の継続といった観点から、以下のとおり様々な支援策を用意しております。詳細は、<http://corona.go.jp/action>をご覧下さい。



新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策

2021年2月4日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る	時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 協力推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体がご自由にお使いいただけます	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで
	緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	新たな一時金の支給 実施準備中	本年1~3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人60万円、個人30万円	中小企業庁 総務課 03-3501-1768
	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間無利子、最長5年間元本償還 実質無利子等となる上限額を引き上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円→ 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円→ 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能	日本公庫→0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金→0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融→0570-783-183 (平日)
	新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 実施準備中	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、 最大1億円 までを 中小は 2/3 、中堅は 最大1/2 補助 ※売上減等の要件あり	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
	感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 実施準備中	小規模事業者に 最大100万円 までを 最大3/4 補助	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
	ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大450万円 まで 最大2/3 補助 ※テレワーク用の外れ、対応したITツール導入料(リカバリ料、ゲート利用料等)を支援するタクタ対応類型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
雇用を守る	雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の 最大10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター: 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
	在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 実施準備中	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	中小企業で働く従業員(パート・アラバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00、休日8:30-17:15)
	コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金 実施準備中	3ヶ月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
生活を守る	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 多くの自治体で2021年2月末が申請期限	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は +6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター: 0120-400-903 (9:00~18:00土、日、祝日を除く)
	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター: 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00)
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期限なし (12か月延長、3か月再支給は2021/3/31が申請期限)	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター: 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00)
	コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口又は日本学生支援機構奨学金相談センター: 0570-666-301 (9:00-20:00土、日、祝日を除く)

TOPICS

サッチャー首相から教わったこと ～国家と自由～

1999年～2001、英国大蔵省に出向した私は、サッチャー元首相と知己を得、薰陶を受けて、4年後政治の道に進みました。

その1999年、新通貨ユーロが誕生しましたが、英国は参加せず、自国通貨ポンドを維持しました。「英國の運命を他国に委ねることはできない」、当時、サッチャー元首相が語った一言です。その英國が今度はEUを離脱、そして、TPPへの参加を表明しました。同じ海洋国家であり、民主主義、自由主義、法の支配といった基本的価値を共有し、共に米国の同盟国である日本と英国が連携して、自由で開かれ公正な国際秩序を形成していく歩としなければなりません。

その「自由」について、サッチャー女史は、「自由は尊い。自由のシステムが存亡の危機にあるとき、我々は立ち上がりなければならない」と述べています。2月1日、ミャンマーで、民主的選挙結果を武力を背景に覆し、軍が三権を掌握し、アウンサンスーーさんを始め文民が拘束されるという事態が起きました。極めて遺憾で憂慮すべき事態です。国際社会と協調しつつ、対話を通じた解決に向けて努力していきます。



グテーレス国連総長と。

アウンサンスーー女史と



子ども家庭省(仮称)の設置に向けて



2月2日、私が代表世話人として呼びかけた「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」の初回勉強会を開きました。当日は、子どもファーストでの独自取組を行い、出生率上昇、人口・税収増などを実現している明石市の泉房穂市長にお越しいただきました。

少子化は、数十年来、日本の課題として認識され、様々な取組が行われてきました。私自身、この数年に限っても、幼児教育・保育無償化、男性の育休取得促進を主導したほか、児童虐待防止問題などに取組んできました。しかし、継ぎ接ぎ的、場当たり的なところはなかったか、反省もあります。

児童虐待問題一つとっても、児童養護施設や児童相談所、里親などは厚労省、配偶者暴力相談支援センターは内閣府、学校でのいじめ対策は文科省の所管です。今一度、妊娠・出産から一貫した政策を、省庁の縦割りを排して実現する必要があります。そのためには「予算」と「組織」。子育て支援等の支出が主要国と比べて低くなっている現状を改め、子ども・家庭施策に特化した体制を構築する必要があります。

集中的に検討し、政府に提言していきます。

PROFILE



衆議院内閣委員長、元外務副大臣。財政・金融全般、外交政策、社会保障・行革、都市農業など幅広く活動を展開。1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

Facebook <https://www.facebook.com/seiji.kihara>

twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

地元事務所

〒189-0025 東京都東村山市廻田町4-3-4
TEL 042-392-4105 FAX 042-392-4106

国会事務所

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館915号室
TEL 03-3508-7169 FAX 03-3508-3719

<http://www.kiharaseiji.com>

発行：木原誠二後援会 東村山市廻田町4-3-4